

平成26年全国消費実態調査

世帯票の記入のしかた



総務省統計局

世帯票第1面
I

世帯票第2面
II~V

世帯票第2面
VI~VII

勤め先又は
自営業の
記入のしかた

これから3か月間（単身世帯の方は2か月間）、家計簿等のご記入をお願いすることになりました。

家計簿への記入に先立ち、世帯票へのご記入をお願いいたします。

全国消費実態調査の調査結果は、年金や生活保護といった福祉政策など、皆様の暮らしに直結した政策を検討する際の資料として利用されることとなります。

調査世帯の皆様には、ご面倒をおかけしますが、皆様の暮らしに関わる統計調査であることをご理解の上、調査票へのご記入をお願いいたします。

調査票にご記入いただく前に、本書をよくお読みください。

※インターネットにより回答する場合は、『オンライン調査操作ガイド』をご利用ください。

調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、その他の目的に使われることはありません。

※「統計法」により、調査員をはじめ調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすこと、調査票を徴税など統計をつくる目的以外に使用することは固く禁じられています。

- 記入いただいた内容についての秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入していただくようお願いいたします。
- 記入が終わりましたら、もう一度内容を確認し、下記の日時に調査員が伺った際にお渡しください。

月 日 ()
午前 午後
時 分 ごろ

調査員が世帯票を受け取りに伺います。

世帯票を左記の日時に受け取りに伺いますので、それまでに記入しておいてください。左記の日時で都合の悪い場合や調査票の追加が必要な場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いします。

(連絡先)

()

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについて分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、下記のコールセンターにご連絡ください。おかけ間違いのないようご注意ください。



総務省統計局
全国消費実態調査コールセンター



- * 固定電話からおかけになった場合は、全国一律市内通話料金でご利用になれます。
- * 携帯電話・PHS・一部のIP電話などからは、おかけください。
(この場合、通常の通話料金がかかります。)

設置期間：平成26年12月15日まで
受付時間：午前8時～午後10時
(土・日・祝日もご利用になれます。)

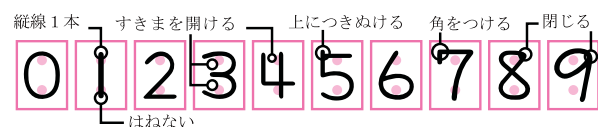
調査票の記入にあたって

- 数字で記入する欄は、「数字の記入例」のように、 の枠内に1文字ずつ、右詰で記入してください。
- 文字で記入する欄は、「文字の記入例」のように、 の枠内に1文字ずつ、左詰で記入してください。
- 記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 世帯員が5人以上いる場合、現住居以外の住宅又は土地を4か所以上所有している場合は、必要とする枚数の世帯票をもらってください。
- 枠からはみ出したり、小さすぎたりしないように注意し、はっきりと記入してください。

< ○ の記入例 >

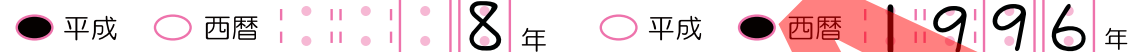


< 数字の記入例 >



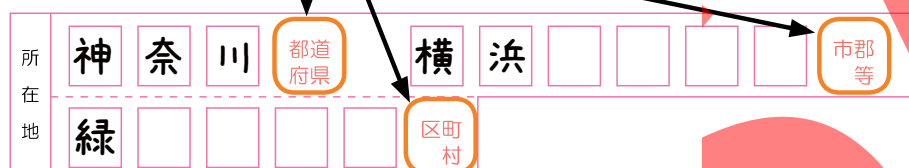
< 年の記入例 >

該当する元号又は西暦を選択した上で、年を記入してください。



< 文字の記入例 >

この箇所は、丸囲みをしないでください。



記入箇所について

世帯票の「I 全世帯員に共通する事項について」は**世帯員**について記入し、「II 3か月以上不在の家族について」は**世帯員以外の家族**について記入してください。

「III 子の住んでいる場所について」は、生計が同一か否かにかかわらず、世帯主の子のうち、最も近くに住んでいる子について記入してください。

単身赴任や学業のため寮生活をしている家族であっても、週末には帰宅するなど、週に1~2回定期的に帰宅している場合は、「3か月以上不在の家族」とはせず、「I 全世帯員に共通する事項について」に記入してください。

「IV 被災に関する事項について」以降は、世帯及び世帯の所有する住宅及び土地について記入してください。

世帯の定義

	同居	非同居
同一生計	① 世帯・世帯員 ※家族同様に生活している親戚、住み込みの家事使用人及び住み込みの営業上の使用人も含まれます。	② 世帯員以外の家族 ※単身赴任、出稼ぎ、遊学中、長期入院、介護施設入所など
別生計	③ 別世帯 ※同居していても、食費や生活費が分かれている場合は、別生計となります。	

I 全世帯員に共通する事項について	①
II 3か月以上不在の家族について	②
III 子の住んでいる場所について	① ② ③
IV 被災に関する事項について	①
V 単身世帯について	①
VI 現住居等に関する事項について	①
VII 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について	①

世帯票第1面
I

世帯票第2面
II
V

世帯票第2面
VI
VII

勤め先又は
自営事業の
記入のしかた